



帯行政第 61 号

平成 30 年 12 月 5 日

帯広市監査委員 林 伸 英 様
同 秋 田 勝 利 様
同 鈴 木 仁 志 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成 30 年 8 月 15 日付帯監査第 33 号において報告のありました平成 30 年度上期定期監査及び財政援助団体監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われており、全体を通して改善が図られていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査結果に記載のとおり、支出事務において、年度末に予算を執行していた事例が見受けられました。</p> <p>予算執行時期の適正化につきましては、これまでの定期監査においても意見を述べてきたところではありますが、今後同様の事例が繰り返されることのないよう強く求めるものです。</p> <p>また、重点項目として設定しました文書事務については、校合や施行の確認が不十分なものや、起案者が特定できないことにより、複数者によるチェックが行われているか確認できないものも見受けられました。こうした中、先月には送付物の内容確認不足により、市民へ誤った書類を送付するという適正を欠く事務が発生したところでもあります。</p> <p>文書については、複数者で内容を確認し文書事務の適正化を図るという通知の趣旨を踏まえられ、全庁的に適正な事務処理が行われますよう、今一度各課への指導を徹底されますことを望みます。</p> <p>今後におかれましては、より一層適正な事務執行に努められ、市民から信頼される行政運営が行われますことを期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査では、事務処理はおおむね適正に行われ、全体的に改善が図られていると評価されたものの、過去の定期監査においても言及されているにもかかわらず、予算の執行時期に適正を欠く事例が生じるなど、指摘・指導事項等の内容を勘案すると、改めて業務の適正化を要するものと考えられます。</p> <p>予算執行時期の適正化につきましては、毎年度の当初に行う「予算執行に関する事務打合せ会」を通じて各部署に周知を行っているほか、次年度の予算編成に際しても適切な事務執行に留意するよう喚起を行っているところですが、改めて徹底を図ってまいります。</p> <p>また、重点項目に設定されていた文書事務につきましては、書類の誤送付などをはじめとする不適正な事務処理に関し、これまでも注意喚起等を行ってきたところですが、このたびの事案を踏まえ、複数者による内容の確認を再度徹底するよう改めて周知を実施するとともに、より適正な事務処理ルールとするため、帯広市事務処理規程を改正し、厳密な確認を行うこととしました。</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、今後においても、市民の信頼に応える行政運営を実施していくため、不適正事務の再発を防止し、適正に事務を執行するための業務改善に努めてまいります。</p>

財政援助団体監査指摘	措置状況
<p>財政援助団体にかかる監査は、前年に引き続き、市から補助金等の交付を受けた登録団体を対象として実施しました。</p> <p>その結果、市から登録団体への補助金等の交付手続はおおむね適正に行われていることを確認しましたが、一部の登録団体の支出事務で、前述の監査結果に記載のとおり、適正を欠くものが見受けられたところです。</p> <p>登録団体を所管する部課におかれましては、登録団体は行政活動の補完的な役割を担い公益性を有した事業を行う団体であり、その執行においては市と同様に適正な事務処理が求められていることを認識され、登録団体の指導監督に当たられますよう期待いたします。</p>	<p>前年度から継続して実施された今回の財政援助団体監査では、登録団体に対する補助金等の交付に係る事務処理について、おおむね適正な事務処理が行われているとの評価でしたが、一部に不適正な事務処理も見受けられ、事務の改善を要するとの結果でした。</p> <p>とくに、立替払いにより支出を行っている事例が見受けられることなどから、庁外団体の会計事務処理について改めて周知を行うとともに、適正に事務を執行できるよう過去の事例共有等に努めていきます。</p> <p>庁外団体の事務執行においても、行政事務と同様に対応すべきものであることから、公金の適正な執行に向け、今後も継続的に改善や検討を進め、適切な事務の執行に努めてまいります。</p>